

# 未来と古代が響き合う 日本のふるさと出雲の国づくり

第7号  
平成15年8月27日



## 新市の本庁舎は現出雲市役所に決定 それ以外の市町の庁舎は支所に

新市の事務所の位置については、1月31日の第2回協議会で「新市名称・庁舎検討小委員会」へ付託され、計6回の小委員会での審議を経て、今回の協議会で調整案が報告されました。これに基づく審議の結果、新市の本庁舎を現出雲市役所、それ以外の市町の庁舎は支所とすることが決定しました。

小委員会報告では、本庁・支所の機能の方向性が付帯意見として付されており、今後はこの意見も踏まえて、新市の組織・機構について具体的検討を進めていくこととなります。

**CONTENTS(目次)**

第7回合併協議会開催	P2~10
出雲地区合併協議会委員等の交代	P10
合併協定項目と協議状況	P11~12
お知らせボード	P12

# 第7回 合併協議会を開催

平成15年8月1日(金)、出雲交流会館2階会議室で開催しました。会議の内容は次のとおりです。

## 報告事項

### ◆報告第32号

#### 第1小委員会報告について

第5回・第6回の小委員会の開催内容について報告しました。

#### 【地方税の取扱い】

第2小委員会において、窓口手数料を200円とする方向が出たことから、同種の手数料としての整合性を取るために、税証明手数料についての原案300円を200円とすることを確認しました。それ以外の項目については、付託された調整原案のとおり確認しました。(今回、議案第26号として提出しています。)

【各種事務事業(行政改革大綱)の取扱い】

継続協議中です。

27号として提出しています。)  
【各種事務事業(保健事業関係その2)の取扱い】

付託された調整原案のとおり確認しました。(今回、議案第28号として提出しています。)

【各種事務事業(高齢者福祉関係その1)の取扱い】

付託された調整原案のとおり確認しました。(今回、議案第29号として提出しています。)

### 委員からの意見

(報告第32号・第33号関係)

【税証明手数料、窓口手数料】

住民負担が低くなるようにすべきであること、事務局が提案した両手数料300円を200円にすることによる財政上の影響額が少ないこと等から、小委員会において両手数料を200円とすることで決定されたことに對し、

\*「住民負担は低い方へ、サービスは高い方へ」という考え方は、他の全ての

の住民負担に関係して考える方であるので、本当にそれでいいのかどうかもう一度考える必要がある。

\*財政的影響額が少ないから下げるといふことではないのか。  
といった意見が出されました。

#### 【固定資産税の税率】

\*合併後の一体感を作り出すためには、なるべく短期間で統一すべきである。佐田町、多伎町、湖陵町、大社町は5年間現行どおりということだが、5年間は長いように感じている。

### ◆◆◆

#### ◆報告第34号

第3小委員会報告について  
第5回・第6回の小委員会の開催内容について報告しました。

【農業委員会委員の定数と任期の取扱いについて】

協議すべき項目及び今後の協議の進め方を確認し、また、

事務局から2市5町の農業委員会の意向調査結果について説明を受け、農業委員会の設置数及び定数について意見交換しました。

また、8月8日の第3小委員会開催に併せ、2市5町の農業委員会代表者との意見交換会を開催することを確認しました。

【各種事務事業(農林関係その1)の取扱い】

継続協議中です。

【各種事務事業(水産関係その1)の取扱い】

付託された調整原案のとおり確認しました。(今回、議案第30号として提出しています。)

【各種事務事業(都市計画関係その1)の取扱い】

付託された調整原案のとおり確認しました。(今回、議案第31号として提出しています。)



◇報告第35号

新市議会制度検討小委員会

報告について

第6回の小委員会開催内容について報告しました。

【各市町議会の議長との意見交換会】

7月18日(金)、各市町議会の意向について2回目の状況報告を聞き、活発な意見交換を行いました。次回(第8回)協議会への小委員会案の提出に向け、今後協議していきま

◇報告第36号

新市名称・庁舎検討小委員会

報告について

第6回の小委員会開催内容について報告しました。

【新市の名称】

名称の公募結果を参考に、新市の名称候補選定基準に従い、地域の歴史・文化や地理的特性、市内外へのアピール度などを総合的に判断して3つの名称を選定し、第7回協議会へ報告することとしました。また、協議会での名称決定方法についての意見交換を

行いました。(今回、協議第25号で提案しています。)

【新市の事務所の位置】

調整案を確認し、本庁・支所の機能の方向性の意見を付して、第7回協議会に報告することとしました。(今回、議案第25号として提出しています。)

委員からの意見

【本庁と支所のあり方】

\*本庁と支所のあり方については、人件費が非常に異なってくる。これは、人件費の削減という合併の一番のメリットにつながるものであり、何のたに合併したのかということになってはいけないので、支所機能はよほど吟味していかないといい

議案事項

◇議案第25号

新市の事務所の位置について【合併協定項目4】

(第2回協議会で提案。新市名称・庁舎検討小委員会付託案件)

次のとおり決定されました。

※なお、合併直後においては、事務事業や団体間の調整等が輻輳することも予想されるため、住民サービスや市内の混乱を避けるため、段階的な組織体制の整備が必要と考えられます。そうした視点で、現在、組織・人事分科会において合併時の組織の検討が進められています。

【新市の事務所の位置】

出雲市今市町109番地1(現出雲市役所)とする。

【本庁・支所】

現有庁舎を有効活用し、出雲市庁舎を本庁、それ以外の庁舎を支所とする。

小委員会からは、「組織・機構の取扱い」を具体的に検討する場合には、この付帯意見についての配慮を要望されています。

\*本庁の機能

・庁舎を建設せず、現有の庁舎を本庁舎として有効活用することとし、機能の拡大に伴う補完施設についても検討する必要がある。

・市域が拡大することから、住民の利便性を考慮して、本庁舎への交通アクセスに係る地域格差の是正や駐車場確保等の対策を講じる必要がある。

・住民の視点からわかりやすい組織とし、市域全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務を所管する必要がある。

\*支所の機能

・基本的に現在の庁舎を有効活用することとするが、それぞれの庁舎の現状や新市における組織体制に際し、区域内の既存公共施設等の活用も考慮すべきである。

・住民生活の利便性の観点から、窓口業務や保健福祉業務を主とし、公共施設である道路、水道などの維持修繕等、住民生活に直接関わるサービスを提供すべきである。

・災害時における即時対応できる機能を持たせるべきである。

・合併により周辺部の過疎が加速しないよう、支所には地域振興施策を行う機能を置くとともに、本庁舎からより遠隔地にある支所については、機能の強化と多様化が望ましい。

・住民サービスの充実に資するべく、ある程度地域に精通した職員を配置するなどの配慮が必要である。

本庁・支所の機能の方向性について的小委員会付帯意見

◆議案第26号

地方税の取扱いについて

【合併協定項目18】

(第6回協議会で提案。第1

小委員会付託案件)

◆議案第27号

各種事務事業(窓口業務関係)の取扱いについて【合併協定項目24】

(第6回協議会で提案。第2

小委員会付託案件)

これら2つの議案は、小委員会報告に対する意見や次の



ような意見から、次回以降の継続審議とすることになりました。

委員からの意見

(議案第26号・第27号関係)

【税証明手数料、窓口手数料】

\*全ての項目において「サービスは高く、負担は低く」ということはあり得ないと考えている。合併後10年間で本当に使えるお金はごく限られてくるので、負担を低い方に合わせた場合の財政的影響額が今回は少ないからと言っても、それが積み重なっていくと、新市建設計画を実現していく時にかなりの障害になると思う。

【都市計画税】

\*出雲市では、都市計画税導入当ても賛否両論があった。それから7年が経過し、もう一度原点に戻って見つめ直さないといいけないのではないかとこの議論がある。出雲市と

しては、この問題の検討のためにも少し時間をいただきたい。

【協議会での協議の進め方】

\*1つ1つの調整項目を協議していったら、それを積み上げて全体で考えてみたら取り返しがつかないようなことになってはいけない。今後も住民負担に関わる使用料等が出てくるが、小委員会での協議・報告に留め、最終的にある程度全体の姿が分かったときに議案として上程されてはどうか。

\*小委員会へ付託される場合は、協議の全体像を示していただき、今回の協議はその中のどれなのかを説明したうえでやってもらいたい。

\* (会長の回答) 手数料の問題から協議に入ったのでこのような議論になってしまった。国民健康保険料や保育料、水道料などの大きな問題について、次回までにタタキ台

になるようなものを検討して、協議会に諮るようにならなければいけない。委員からの意見はよく頭に入れて、今後対処していきたい。

◆議案第28号

各種事務事業(保健事業関係その2)の取扱いについて【合併協定項目24】

(第6回協議会で提案。第2小委員会付託案件)

次のとおり決定されました。

【乳幼児等医療費助成制度】

現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、一部負担金は、700円に統一する。

【福祉医療費助成制度】

大社町の例により合併時までに調整する。

◆議案第29号

各種事務事業(高齢者福祉関係その1)の取扱いについて【合併協定項目24】

(第6回協議会で提案。第2小委員会付託案件)

次のとおり決定されました。



【敬老記念事業】

記念品贈呈の対象は、満年齢を基準とした喜寿・米寿・100歳以上に統一し、永年婚・三世代同居は対象外とする。記念品の金額等については、新市において調整することとし、温泉の無料開放サービスなどの実施を検討する。

式典については、新市で統一した開催は行わないが、分散しての開催について、新市において検討する。



【高齢者生活福祉センター事業】  
現行のとおり新市に引き継ぐ。

【在宅介護支援センター運営事業】  
各市町が行ってきた基幹型・地域型の機能は現行のとおり新市に引き継ぐ。

【沿岸漁業融資金】  
現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を用途に新たな制度化する。



◆◆◆  
◇議案第30号

各種事務事業（水産関係  
その1）の取扱いについて

【合併協定項目24】

（第6回協議会で提案。第3  
小委員会付託案件）

次のとおり決定されました。

【栽培漁業地域展開事業】

現行のとおり新市に引き継ぎ、東西二つの栽培漁業部会の取扱いは、新市において検討する。

【市町単独補助事業】  
現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を用途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。

【内水漁業振興対策事業】  
平田市及び斐川町の事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、出雲市及び湖陵町の事業については、合併時に統一する。

【国県事業上乗せ補助金】  
現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を用途に新たな制度化する。

【漁業振興基金】  
多伎町、湖陵町及び大社町は、斐伊川放水路事業に伴う補償金を基金として事業を実施しているため一本化は困難であり、現行のとおり特定目的基金として新市に引き継ぐ。



【漁獲共済掛金助成事業】  
各市町により助成割合が相違しているため、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を用途に新たに制度化する。

【都市計画区域及び用途地域】  
現行の都市計画区域及び用途地域は、新市に引き継ぎ、新たな都市計画区域の設定は、都市計画マスタープランを策定する中で検討する。

◆◆◆  
◇議案第31号

各種事務事業（都市計画関係その1）の取扱いについて  
【合併協定項目24】  
（第6回協議会で提案。第3  
小委員会付託案件）  
次のとおり決定されました。

【都市計画マスタープラン】  
現行のプランについては、新市に引き継ぎ、新市建設計画に基づき、新たに都市計画マスタープランを策定する。



# 協議事項

## ◇協議第25号

新市の名称について

【合併協定項目③】

新市名称・庁舎検討小委員会での名称候補案の選定結果に基づき、協議会委員全員協議により決定することとし、次回協議会で決定することを確認しました。

◎新市名称候補

出雲市

出雲大社市

いずも市

## ◇協議第26号

慣行の取扱いについて【合併協定項目⑥】

(第1小委員会付託)








次のとおり提案しました。今後、第1小委員会で協議してまいります。

【市章及び市民憲章】

市章については、合併時に定め、市民憲章については、新市において制定する。

【市の花、木、魚及び歌】

新市において検討する。

	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
市・町章							
市・町の花	菊	もみじ	つつじ	やまゆり	さくら	はまなす	菊
市・町の木	黒松	さつき	やまもも	あかまつ	やまもも	黒松	くすのき
市・町の鳥	—	—	—	—	—	—	ウミネコ
市・町の魚	—	—	—	—	わかな	—	—
市・町の歌	・出雲市民の歌 ・出雲讃歌～天地(あめつち)のるつぽ～	・平田市民の歌 ・平田市イメージソング	・ふるさと斐川のうた	・佐田町民歌 ・佐田音頭 ・佐田町子どもの歌	・多伎町民歌	・湖陵町民の歌	・大社音頭 ・大社小唄

## ◇協議第27号

各種事務事業(国内・国際交流関係)の取扱いについて【合併協定項目②4】

(第1小委員会付託)

次のとおり提案しました。今後、第1小委員会で協議してまいります。

【国際友好都市交流事業】

姉妹都市及び友好都市については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

\*国際友好都市の現状

【出雲市】

・アメリカ カリフォルニア州サンタクララ市(姉妹都市)

・中国 陝西省漢中市(友好都市)

・フランス オートサボア県エビアン市(文化観光友好都市)

【平田市】

・ドイツ ザールシュテット市(平田市国際地域交流センターが窓口となり交流)

・大韓民国 イエチョン郡(平田市及び平田市議会における交流)

・中国 敦煌市

【多伎町】

・フィンランド カラヨキ市(姉妹都市)

【国際交流活動事業】

現行の事業を新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。

【外国青年(国際交流員)招致事業】

現行のとおり新市に引き継ぐ。

【国内友好都市交流事業】

国内友好都市については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

\*国内友好都市の現状

【出雲市】

・岡山県津山市、長崎県諫早市(友好交流都市)

【斐川町】

・北海道栗沢町、岩手県胆沢町、山形県飯豊町、富山県砺波市、富山県入善町、静岡県大井川町(散居村サミット)

【大社町】

・奈良県桜井市(友好都市)



◆協議第28号

各種事務事業（金融機関等の指定）の取扱いについて  
【合併協定項目24】  
（第1小委員会付託）

次のとおり提案しました。今後、第1小委員会で協議していきます。

【指定金融機関】

いずも農業協同組合を指定する方向で合併時までに調整する。

【指代理金融機関】

斐川町農業協同組合、山陰合同銀行、島根銀行及び出雲信用組合を指定する方向で合併時までに調整する。

【収納代理金融機関】

鳥取銀行、島根中央信用金庫、しまね信用金庫、山陰労働金庫、みずほ銀行、島根信用漁業協同組合連合会及び日本郵政公社を指定する方向で合併時までに調整する。

◆協議第29号

介護保険事業の取扱いについて  
【合併協定項目24】  
（第2小委員会付託）

次のとおり提案しました。

今後、第2小委員会で協議していきます。

【介護保険事業計画】

現行の各保険者の第2期事業計画をそのまま新市の計画とする。

※現行の保険者

出雲市外6市町広域事務組合（出雲市・佐田町・多伎町・湖陵町）、平田市、斐川町、大社町

【介護保険料】

（平成16年度）

新市の平成16年度（平成17年1月・2月・3月納期）の保険料額は、被保険者が合併の日の前日に住所を有していた各保険者の賦課保険料額とする。旧市町間で転居した場合も合併の日の前日に住所を有していた各保険者の賦課保険料額とする。2市5町以外からの転入者は、転入日における各保険者の保険料額をもって賦課する。各保険者で保有する介護給付費準備基金は、保険給付費に充てる性格上、全て新市に引き継ぐ。

（平成17年度）

新市での平成17年度保険料設定は、平成17年4月1日時点に住所を有していた各保険者の保険料額とする。

2市5町以外からの転入者は、転入日における各保険者の保険料額をもって賦課する。

（平成18年度）  
第3期介護保険事業計画に基づき、設定する。

【介護保険料減免】

低所得者減免を実施することとし、出雲市外6市町広域事務組合の減免要綱を参考に、介護保険制度の見直し内容をしながら、合併時までに調整する。

【介護保険システム】

各市町（保険者）とも鳥根県介護保険事務処理システムを制度スタート時点から使っており、安定稼働している。

現在、出雲市外6市町広域事務組合に設置しているサーバ容量は、2市5町対応が可能なものであり、引き続き新市においても現システムで対応する。

新市で使用するシステムの改修については、個々の業務の整理や調整が前提であり、新市の組織体制も考慮しつつ、合併時までに調整する。

【保険給付外事業】

単独で行っている事業内容については、現行の事業内容を基本に、介護保険制度自体の見直し内容を見ながら、合併時までに調整する。

◆協議第30号

各種事務事業（病院、診療所関係）の取扱いについて  
【合併協定項目24】  
（第2小委員会付託）

次のとおり提案しました。今後、第2小委員会で協議していきます。

【平田市立病院事業】

現在の病院が担っている地域医療での役割を踏まえ、合併までに経営

の健全化・効率化の推進を引き続き行うとともに、地域リハビリテーションへの



支援や女性専門外来の設置、へき地医療の支援等専門スタッフの活用など新市における有効な活用方策の検討を行いつつ、現行のとおり新市に引き継ぐ。

【診療所事業】

いずれも医療過疎対策として存続が必要であり、現行のとおり新市に引き継ぐ。

【在宅当番医制度】

2市5町共通の事業であり、合併後も、継続して出雲医師会に委託して実施する。

【休日診療所事業】

出雲圏域の休日診療を担っているものであり、現行のとおり新市に引き継ぐ。

◆協議第31号

各種事務事業（環境関係その1）の取扱いについて  
【合併協定項目24】  
（第2小委員会付託）

次のとおり提案しました。今後、第2小委員会で協議していきます。

【廃棄物収集区域、受入施設】

廃棄物の収集区域は、合併時より2市5町全域とする。

ただし、斐川町は、一部事務組合（現在は宍道町・斐川町環境衛生組合）の収集区域とする。

可燃ごみの受入施設は、既に出雲エネルギーセンターで統一されており、現行のとおりとする。

不燃ごみの受入施設は、原則として現行のとおりとする。

### 【分別方法】

分別方法は、次のとおりとし、ペットボトル、プラスチック等の取扱いについては、合併時まで検討する。

- (1)可燃ごみ (2)破砕ごみ

- (3)埋立ごみ (4)粗大ごみ

- (5)資源ごみ「①飲料用空き缶

- ②空きびん ③古紙」

- (6)有害ごみ「①筒型乾電池

- ②蛍光管・体温計・鏡」

### 【収集方法、収集頻度】

収集方法は、ステーション（集積場）単位を基本とし、

拠点回収を併せて行う方向で調整する。

収集体制、地域事情等により、これによりがたい場合は、段階的に調整する。

事業系のごみについては、家庭ごみと同程度の排出量に限り収集することとし、ごみ

収集手数料に格差を設ける方向で調整する。

収集頻度、排出制限については、合併時から次のとおり（表1）とするが、収集体制、地域事情等により、これによりがたい場合は、段階的に調整する。

(表1)

可燃ごみ	週2回	1回につき4袋（個）まで
破砕ごみ	月2回	1回につき4袋（個）まで
埋立ごみ	月1回	1回につき4袋（個）まで
粗大ごみ	月1回	1回につき4袋（個）まで
資源ごみ	飲料用空き缶	月2回 1回につき4袋（個）まで
	空きびん	月1回 1回につき4袋（個）まで
	古紙	月1回 制限なし
有害ごみ	筒型乾電池	月1回 制限なし
	蛍光管・体温計等	月1回 制限なし

(表2) 収集ごみ家庭系手数料

(袋容量：大40リットル、小20リットル)

分別区分	指定袋	収集券
可燃ごみ	大 40円/枚	40円/枚
	小 20円/枚	
破砕ごみ	大 40円/枚	40円/枚
	小 20円/枚	
埋立ごみ	大 40円/枚	40円/枚
	小 20円/枚	
粗大ごみ	指定袋なし	500円/枚 1,000円/枚
資源ごみ	空き缶	指定券なし
	空きびん	
	古紙	指定券なし
有害ごみ	筒型乾電池	指定券なし
	蛍光管 体温計 鏡	指定券なし

(表3) 収集ごみ事業系手数料

(袋容量：大40リットル)

分別区分	指定袋	収集券
可燃ごみ	100円/枚	100円/枚
破砕ごみ	100円/枚	100円/枚
埋立ごみ	100円/枚	100円/枚
粗大ごみ	直接搬入	なし
古紙	原則古紙回収業者への持ち込み。 少量の場合は拠点回収。	なし





【収集体制】

当面現行のとおり新市に引き継ぐ。新市移行後、収集体制を統一する方向で調整する。

【指定券・指定券及び販売方法】

合併時から規格を統一する。販売方法並びに販売委託料については、出雲市、大社町の例により合併時まで調整する。

【ごみ手数料】

合併時から次のとおり（表2・表3）とする。

【直接搬入手数料】

出雲市外6市町広域事務組合、平田市の例により合併時に統一する。

【ごみ処理業許可手数料】

出雲市、平田市の例により合併時に統一する。

【し尿処理手数料】

出雲市外6市町広域事務組合が定める汚泥再生センター（仮称）の額をもって、新市の手数料とする。

【し尿処理業許可手数料】

【浄化槽清掃業許可手数料】  
出雲市外6市町広域事務組合の金額で既に統一されていることから、現行のとおりとする。

する。

【資源ごみ回収団体等への助成】

新市において、ごみの資源化に対する意識啓発、資源ごみ回収の手段として、合併時に新たに制度化する。

【生ごみ処理機等に対する助成】

出雲市の例により合併時に統一する。ただし、補助対象の個数制限については、合併時まで調整する。

【ステーション（収集ボックス・集積場）設置に対する助成】

補助条件等を次のとおり合併時に統一する。

\*補助条件

- ① 設置経費が1万円以上
- ② 5世帯以上が利用すること

\*補助金額

- 【5世帯～19世帯】  
補助率1/2で上限5万円
- 【20世帯～29世帯】  
補助率1/2で上限15万円
- 【30世帯以上】  
補助率1/2で上限25万円

\*その他

- ① 5世帯未満の取扱いについては、地域の状況により柔軟に対応する。
- ② 修繕経費は1万円以上を助成対象とする。

◆◆◆  
◇協議第32号

各種事務事業（人権・同和関係）の取扱いについて【合併協定項目24】

（第2小委員会付託）

次のとおり提案しました。今後、第2小委員会で協議していきます。

【人権施策基本方針】

同和教育啓発基本構想等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において人権問題に関する住民意識調査の実施、関係者等の参画による策定委員会等を設置し、人権施策基本方針を策定する。

◆◆◆  
◇協議第33号

各種事務事業（文化・スポーツ関係その1）の取扱いについて【合併協定項目24】

（第2小委員会付託）

次のとおり提案しました。今後、第2小委員会で協議していきます。

【指定文化財】

現行のとおり新市に引き継ぐ。

【文化財保護審議会】

文化財保護法に基づき、新たに設置する。定数、任期及び委員構成等は新市において調整する。

【文化財等補助金】

現行のとおり新市に引き継ぎ、文化財の状況等を踏まえ、新市において速やかに統一する。

◆◆◆  
◇協議第34号

各種事務事業（学校教育関係その1）の取扱いについて【合併協定項目24】

（第2小委員会付託）

次のとおり提案しました。今後、第2小委員会で協議

◆◆◆  
【小学校の校区の設定】

一部で実施している選択校区制度、特認校制度及びスクールバスの運行等を含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。

【中学校の校区の設定】

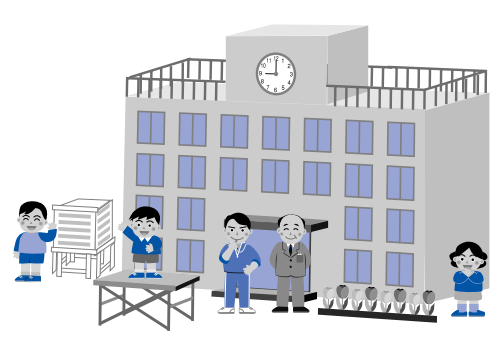
一部で実施している選択校区制度、スクールバスの運行等を含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。

【校区外通学許可基準】

出雲市の例により合併時に統一する。

【学校施設の整備計画】

各市町の整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。







\*合併協定項目と協議状況(その1)

(平成15年8月現在)

	協定項目	提案	決定	備考
1	合併の方式	第2回(協議)	第2回(確認)	
2	合併の期日	第2回(協議)	第2回(確認)	
3	新市の名称	第2回(協議)		「出雲市」「出雲大社市」「いずも市」の3名称を候補とし、協議会において決定する。
		第7回(報告)		
		第7回(協議)		
4	新市の事務所の位置	第2回(協議)	第7回	本庁は現出雲市役所、その他の市町の庁舎は支所。
		第7回(報告)		
5	町、字の区域及び名称の取扱い			
6	慣行の取扱い	第7回(協議)		第1小委員会へ付託中
7	財産及び債務の取扱い			
8	条例、規則等の取扱い	第3回(議案)	第3回(方針)	
9	議会議員の定数及び任期の取扱い	第3回(協議)		新市議会制度検討小委員会へ付託中
10	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第6回(協議)		第3小委員会へ付託中
11	一般職の職員の身分の取扱い	第4回(協議)		第1小委員会へ付託中
12	特別職の身分の取扱い			
13	組織及び機構の取扱い			
14	一部事務組合等の取扱い	第4回(協議)	第6回	
15	公共的団体等の取扱い			
16	消防、救急の取扱い			
17	地域審議会の設置に関する事			
18	地方税の取扱い	第6回(協議)	※	※第7回で議案上程(継続審議)
19	使用料、手数料等の取扱い	第4回(協議)	第6回(方針)	
20	補助金、交付金等の取扱い	第4回(協議)	第6回(方針)	
21	国民健康保険事業の取扱い			
22	介護保険事業の取扱い	第7回(協議)		第2小委員会へ付託中
23	電算システムの取扱い	第2回(協議)	第3回(方針)	
		第4回(報告)		
		第5回(報告)	第5回(確認)	情報管理センター(仮称)設置・戸籍システム統合着手
		第6回(報告)	第6回(確認)	住民情報系・内部情報系システムの統合、通信ネットワークの構築着手
24	各種事務事業の取扱い	第2回(協議)	第3回(方針)	
	総合計画	第5回(協議)	第6回	
	広報広聴			
	交通政策			
	国内・国際交流	第7回(協議)		第1小委員会へ付託中
	男女共同参画			
	行政改革大綱	第6回(協議)		第1小委員会へ付託中
	情報公開			
	選挙			
	地域コミュニティ・行政連絡員			
	金融機関等の指定	第7回(協議)		第1小委員会へ付託中
	窓口業務	第6回(協議)	※	※第7回で議案上程(継続審議)

\*合併協定項目と協議状況(その2)

	協定項目	提案	決定	備考
24	各種事務事業の取扱い			
	保健事業(その1)	第5回(協議)	第6回	
	〃(その2)	第6回(協議)	第7回	
	病院・診療所	第7回(協議)		第2小委員会へ付託中
	障害者福祉			
	高齢者福祉(その1)	第6回(協議)	第7回	
	児童福祉			
	保育			
	環境(その1)	第7回(協議)		第2小委員会へ付託中
	人権同和	第7回(協議)		第2小委員会へ付託中
	農林(その1)	第6回(協議)		第3小委員会へ付託中
	〃(その2)	第7回(協議)		第3小委員会へ付託中
	水産(その1)	第6回(協議)	第7回	
	観光商工(その1)	第7回(協議)		第3小委員会へ付託中
	生涯教育			
	文化・スポーツ(その1)	第7回(協議)		第2小委員会へ付託中
	学校教育(その1)	第7回(協議)		第2小委員会へ付託中
	建設(その1)	第7回(協議)		第3小委員会へ付託中
	公営住宅			
	水道			
下水道				
都市計画(その1)	第6回(協議)	第7回		
防災関係				
25	新市建設計画関係(財政計画含む)	第2回(協議)	第3回(策定の進め方)	第1・第2・第3小委員会へ付託中
		第4回(協議)		

# お知らせボード

● 次回の協議会 ●

■ 第9回協議会

・ 平成15年9月26日(金)  
15:00~

場所は 出雲市今市町北本町  
出雲交流会館

マップ





●合併協議会は原則的に公開しており、傍聴ができます。詳しくは事務局(電話 0853-23-1008)までお尋ねください。